

特別定額給付金に関するお知らせです

特別定額給付金とは

○目的

緊急事態宣言の下、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければいけないという状況の下、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。

○支給対象者

- ・基準日(令和2年4月27日)に、常陸大宮市の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。(基準日以前に、住民票を削除されていた方で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて常陸大宮市の住民基本台帳に記録されることとなった方を含みます。)
- ※外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため対象外です。

○給付金額

- ・世帯構成員1人につき10万円

○給付金の申請と給付の方法

- ・常陸大宮市から支給対象の世帯主宛てに、申請書を5月中旬から郵送する予定です。
- ・申請方法は2通りあります。
 - ①返信用封筒を使っての郵送申請
 - ・申請書に、申請日、世帯主の氏名、生年月日、現住所、電話番号、振込先口座番号をご記入、押印いただき、申請書送付時に同封した返信用封筒を使用し、申請していただきます。
 - ・申請書の裏面に、世帯主の本人確認ができるマイナンバーカードや運転免許証の写しと振込口座番号の確認のため、金融機関名、口座番号、口座名義人のわかる通帳やキャッシュカードの写しを添付していただきます。
 - ②国が運営するオンラインサービス・マイナポータルの「ぴったりサービス」を通じ、マイナンバーカードを活用して行うオンライン申請
 - ・オンライン申請の場合は、電子署名により本人確認を行うため、本人確認等書類の提出は不要です。
- ・給付は、原則として申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座に振込みます。振込み時期は、受付した申請書に不備がない方から順に、5月下旬から随時、振込みを開始する予定です。
- ・特別定額給付金のサギにご注意ください。
 - *現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
 - *受給にあたり、手数料の振込みを求めること
 - *メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

以上のことを、常陸大宮市役所や総務省からお願いすることは、絶対にありません。

怪しいと思ったら、常陸大宮市役所(TEL:52-1111)、大宮警察署(TEL:52-0110)へご相談ください。